

スマートインターチェンジ[SA・PA接続型]制度実施要綱 <概 要>

設置要件

- ①高速道路と連結する施設は高速自動車国道法第11条第1号の施設であること。
- ②十分な社会的な便益が得られ、かつ連結予定施設側の事業者において地域住民に対し、説明責任が果たされるものであること。(費用対便益(B/C)は1.0以上であることを含む)
- ③会社及び地方公共団体は、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増に努めることとし、会社が負担する当該ICによる管理・運営費用の増加分は、原則として、当該ICの設置による増収の範囲内であること。
- ④管理・運営について地区協議会で調整されたものであること。

設置までの進め方

地区協議会(地方整備局、地方自治体、会社、関係機関で構成)

○地区協議会における検討・調整事項

- ①当該ICの社会便益
- ②当該IC及び周辺道路の安全性
- ③当該ICの採算性
- ④当該ICの整備方法
- ⑤当該ICの管理・運営方法(時間制限含む)
- ⑥その他当該ICの設置・管理・運営する上で必要な事項

スマートIC実施計画書の策定(あらかじめ、都道府県公安委員会等と協議)

連結許可申請書を国土交通大臣に提出

連結許可(整備計画変更等)

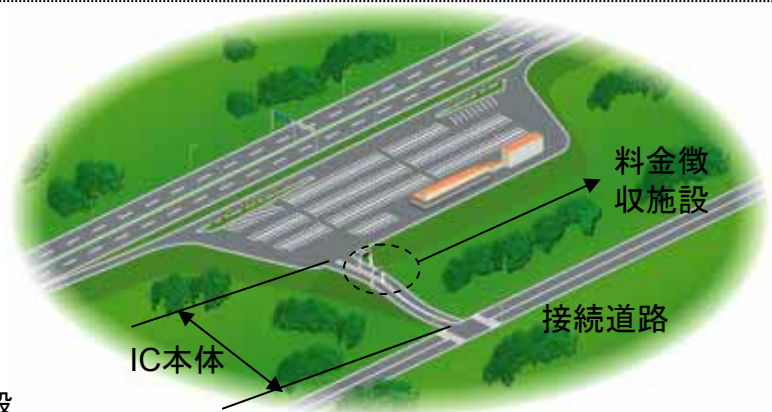
本格導入

地区協議会は、供用後も定期的に行い、フォローアップ
管理運営形態に不都合が生じた場合、地区協議会で検討

事業・管理区分

- ①IC本体※は、原則として接続する道路の道路管理者が整備・管理
- ②料金徴収施設の設置、管理運営費用は高速道路会社の負担

※IC本体: 高速道路区域境から接続道路までの間の施設



■ 今後も社会実験は必要に応じて実施。